



県章

三重県公報

平成4年8月7日 金曜日 第369号

目次

告示

- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機関の申出の受理 (保険課) 2
- 同件 (同) 2
- 三重県林業改善資金に係る歳入の収納事務の委託 (林政課) 3
- 都市計画公園の変更及びその関係図書の縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画道路の変更及びその関係図書の縦覧 (同) 4

海調委告示

- 三重県地先海面等におけるうみがめ等の採捕についての指示 (三重海区漁業調整委員会) 4

公安委告示

- 遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨 (公安委員会) 5

公告

- 土地改良事業を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (耕地課) 6
- 同件 (同) 6
- 林業種苗法の規定による講習会の開催 (緑化推進課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (開発指導課) 7
- 同件 (北勢県民局鈴鹿土木事務所) 7
- 同件 (津地方県民局久居土木事務所) 8
- 同件 (南勢志摩県民局伊勢土木事務所) 9
- 土地区画整理組合の解散認可 (都市計画課) 9

正誤

- 平成4年7月21日付け三重県公報第364号 (地方課) 9

課長

課長補佐

主幹

主査

助田

係

上田

編集

告 示

三重県告示第411号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなした。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	指定及び申出 受理年月日
安濃中央クリ ニック	安芸郡安濃町川西字広見332	4.6.15
カイバナ眼科ク リニック	松阪市垣鼻町1638	4.6.15
川 口 歯 科	津市桜橋2-2ダイアナボリス桜橋	4.6.15
まつもと歯科ク リニック	松阪市井村町479-1	4.6.15
岡 田 薬 局	桑名市有楽町35	4.6.15
松本調剤薬局	四日市市松本三丁目13番3号	4.6.15
南 薬 局	北牟婁郡紀伊長島町長島941	4.6.15

三重県告示第412号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなした。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	指定及び申出 受理年月日
ほりさわ眼科	鈴鹿市庄野町904-2	4.5.15
太田歯科医院	津市東丸之内18-3	4.5.1
いなもと歯科	上野市丸之内55-2	4.5.15

三重県告示第413号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県林業改善資金に係る歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

なお、三重県林業改善資金に係る歳入の収納事務の委託（昭和52年三重県告示第188号）は、廃止する。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

委託先

三重県森林組合連合会	津市桜橋一丁目104番地
鈴鹿森林組合	鈴鹿郡関町加太板屋4622番地
中勢森林組合	一志郡白山町大字南家城915番地の1
松阪市森林組合	松阪市笹川町78番地の1
飯南町森林組合	飯南郡飯南町粥見3915番地の1
飯高町森林組合	飯南郡飯高町森165番地の1
宮川森林組合	多気郡宮川村江馬671番地
大紀森林組合	度会郡大宮町滝原1610番地の1
南勢町森林組合	度会郡南勢町五ヶ所浦3052番地の1
わたらい森林組合	度会郡度会町大野木2756番地の1
伊賀町森林組合	阿山郡伊賀町柘植町1782番地の2
大山田村森林組合	阿山郡大山田村大字川北6番地
名張市森林組合	名張市蔵持町芝出6番地
青山町森林組合	名賀郡青山町阿保570番地の1
紀北森林組合	北牟婁郡紀伊長島町長島808番地の2
海山町森林組合	北牟婁郡海山町相賀495番地の8
尾鷲森林組合	尾鷲市朝日町10番19号
熊野市森林組合	熊野市井戸町349番地の1
御浜町森林組合	南牟婁郡御浜町大字下市木919番地の10
紀宝森林組合	南牟婁郡紀宝町成川656番地
紀和町森林組合	南牟婁郡紀和町板屋81番地

三重県告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により津都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画を変更する土地の区域

5・5・2号町民の森公園

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課及び河芸町建設課

三重県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により伊勢都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・16号秋葉山高向線

3・3・52号岡本吹上線

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課、伊勢市建設部都市計画課及び御園村建設課

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第5号

三重県地先海面及び当該海面に接続する海岸（以下「三重県地先海面等」という。）におけるうみがめ等（うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びおさがめ科1種（おさがめ）並びにこれらの卵をいう。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 4 年 8 月 7 日

三重海区漁業調整委員会会長 上 野 雅 孝

1 採捕の制限

三重県地先海面等においてはうみがめ等の採捕をしてはならない。ただし、2に掲げる目的で採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者及び市町村条例等により採捕等の許可を得た者については、この限りでない。

2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 試験研究の用に供しようとする者

(2) 増殖の用に供しようとする者

3 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

4 報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1か月以内に委員会に報告しなければならない。

5 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、うみがめ等採捕承認事務取扱要領によるものとする。

7 所持及び販売の禁止

承認を受けずに採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成4年8月7日から平成5年8月6日までとする。

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第72号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県公安委員会委員長 宮 原 九 一

遊技機の型式	製造業者の名称	検定年月日	検定番号
スーパー麻雀 Z	株式会社ソフィア	平成4年8月7日	200110
ルーキーロボ P ー2	株式会社ソフィア	平成4年8月7日	200174
ボンバーショック	株式会社ソフィア	平成4年8月7日	220176

ジバング 株式会社三洋物産 平成 4 年 8 月 7 日 200228
カルメン 株式会社三洋物産 平成 4 年 8 月 7 日 220153

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、菰野町営土地改良事業（団体営かんがい排水事業菰野地区かんがい排水）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成 4 年 8 月 7 日から同月27日まで

3 縦覧の場所

菰野町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、美杉村営土地改良事業（新農村地域定住促進対策事業大妻地区ほ場整備）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成 4 年 8 月 7 日から同月27日まで

3 縦覧の場所

美杉村役場

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催する。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
平成 4 年 9 月 18 日	午前 9 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	津市栄町 1 丁目 三重県民サービスセンター第222会議室

2 受講の申込方法

生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和46年三重県規則第7号）第3号様式）に所要事項を記入し、生産事業者講習手数料として、三重県収入証紙（8,000円）を収入証紙ちょう付欄にはり付けて、住所地を所管する県民局農林（水産）事務所へ申し込むものとする。

なお、受け付けた受講申込書及び講習手数料は、返還しない。

3 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の生産技術に関する事項
- (3) 種苗の産地及び系統に関する事項

4 その他

- (1) 代理者の受講は、認めない。
- (2) 遅刻した者の受講は、認めない。
- (3) 筆記用具を持参すること。
- (4) 講習会に関する問い合わせは、三重県農林水産部林業事務局緑化推進課又は各県民局農林（水産）事務所林政部へすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

工事完了 年 月 日	開発区域又は市区に含まれる地域 の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 4 年 7 月 23 日	四日市市河原田町字本田1670-3 ほか	四日市市新正4丁目1-1 ヨシソー開発株式会社 取締役社長 清水 浩 三

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県北勢県民局鈴鹿土木事務所長 板 谷 東

工事完了 年 月 日	開発区域又は工区に含まれる地域 の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 4 年 4 月 10 日	鈴鹿市北玉垣町字北ノ添1701-2 ほか28筆	鈴鹿市野町696 株式会社 三商 代表取締役 鈴 木 孝
平成 4 年 4 月 14 日	鈴鹿市長太栄町2丁目554-1ほか 1筆	四日市市諏訪栄町22-31 田 中 嘉 三 鈴鹿市長太栄町3丁目7-32 田 中 幸 吉
平成 4 年 5 月 19 日	亀山市長明寺町字太郎四644-2 ほか20筆	鈴鹿市大池3丁目14-1 鈴鹿インター株式会社 代表取締役 大 泉 源 之
平成 4 年 6 月 16 日	鈴鹿市道伯町字西瀬古2220ほか2 筆	鈴鹿市道伯町2147-31 末 松 とらへ
平成 4 年 6 月 25 日	鈴鹿市弓削2丁目465	鈴鹿市弓削1丁目3-3 前 田 隆 晴
平成 4 年 6 月 30 日	鈴鹿市北堀江町字島崎231-3ほか 5筆	鈴鹿市北堀江町字島崎231-3 有限会社 大和石油 取締役 杉 本 源
平成 4 年 7 月 2 日	鈴鹿市国府町字濱弓場1126-1ほか 1筆	鈴鹿市西庄内町4862-2 野 崎 正 志
平成 4 年 7 月 10 日	鈴鹿市稲生町字折戸7395-6ほか 2筆	鈴鹿市中旭が丘2丁目14-11 松 宮 成 美

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為
に関する工事は、次のとおり完了した。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県津地方県民局久居土木事務所長 上 林 幸 弘

工事完了 年 月 日	開発区域又は工区に含まれる地域 の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 4 年 4 月 16 日	久居市野村町字西山神460-3ほか 7筆	久居市野村町327 杉 田 裕
平成 4 年 5 月 29 日	久居市野村町字駒屋535-1ほか 4筆	亀山市東御幸町127 龜山木材株式会社 代表取締役 田 中 亮 太
平成 4 年 6 月 25 日	志那郡嶺野町大字下之庄字高俣18 51	志那郡嶺野町大字下之庄14 下之庄自治会長 古 井 保
平成 4 年 6 月 30 日	久居市藤ヶ丘町字藤谷2603-1の 一部	久居市藤ヶ丘町2658-145 辻 和 美

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の規定により許可した開発
行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県南勢志摩県民局伊勢土木事務所長 広 瀬 春 郎

工事完了 年 月 日	開発区域又は工区に含まれる地域 の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 4 年 7 月 14 日	度会郡小俣町湯田224ほか9筆	松阪市大口町185-1 フレックス株式会社 代表取締役 中 西 進

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、熊野
市与谷土地区画整理組合の解散を平成4年8月7日付けで認可した。

平成 4 年 8 月 7 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 組合の名称
熊野市与谷土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成2年5月29日から平成4年12月31日
- 3 施行地区
熊野市井戸町字与谷、字大芝、字栗須及び字松田の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称及び設立認可の年月日
熊野市与谷土地区画整理事業
平成2年5月21日
- 5 土地区画整理組合の解散の認可年月日
平成4年8月7日

正 誤

平成4年7月21日付け三重県公報第364号に登載した、町及び字の区域並び
に名称を変更する旨の届出の告示中

ページ	行	誤	正
2	6	居住	住居

少年を非行から守ろう

厳しさも 優しさもある よい家庭

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共)1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成4年8月7日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課